

事業者による自主的な衛生管理の取組みを評価します。

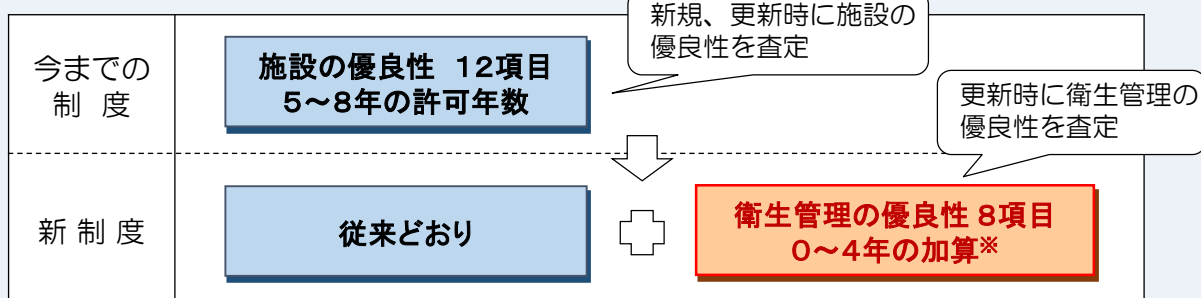
許可年数アップのチャンス!

- 福岡県では、食品衛生法に基づく営業許可を与える際、施設の優良性を査定することにより許可年数を決定し、許可の有効期間を付与してきました。
- 平成30年4月から、営業許可更新時に、優良な衛生管理を行っている事業者の取組みを評価し、許可年数に反映させる制度へ改正することとしました。

制度の概要

「食品営業許可の有効期間に係る取扱要綱」(平成30年4月1日施行)

1 許可年数の決定に係る制度の変更点



※ただし、許可年数の上限は10年とします。

2 査定項目適合数に応じた許可年数

① 施設の優良性 (新規・更新時に査定)

査定項目適合数	許可年数
0～3項目	5年
4～6項目	6年
7～9項目	7年
10～12項目	8年

② 衛生管理の優良性 (更新時のみ査定※)

査定項目適合数	許可年数
0項目	0年
1～2項目	1年
3～4項目	2年
5～6項目	3年
7～8項目	4年

【査定項目適合数に応じた許可年数の例示】

- ① 施設査定項目 : 4項目
衛生査定項目 : 0項目
⇒ 新規申請時 6年
更新申請時 6年
- ② 施設査定項目 : 5項目
衛生査定項目 : 3項目
⇒ 新規申請時 6年
更新申請時 8年 (6+2)
- ③ 施設査定項目 : 10項目
衛生管理項目 : 7項目
⇒ 新規申請時 8年
更新申請時 10年*

※ 査定上は12年(8+4)だが、許可年数の上限が10年のため

※ 衛生管理の優良性に関する査定にあたっては・・・

事前に、管轄の保健福祉(環境)事務所へ「食品営業許可の更新に関する自主的な衛生管理自主確認票」を提出していただき、適合する旨の回答があった項目について、査定を行います。
(提出方法は、保健福祉(環境)事務所により異なります。)

3 査定を行わない業種

次の業種については、従来どおり査定を行わず、一律の許可年数とします。
乳類、食肉(包装)、魚介類(包装)、食品販売業(固定店舗)、自動販売機 : 6年
特殊形態営業(自動販売機を除く。)、行商 : 5年

福岡県は、食品事業者の自主管理体制の確立を応援します!



適合する項目数に応じて
許可年数を延ばすことが
できるんだね！（最長10年）



【査定項目及び査定内容概要】

査定項目		査定内容概要		
1	施設の優良性 (新規・更新時査定)	建物	鉄骨、鉄筋コンクリート、石材、ブロック又は煉瓦(材質)	
2		天井	コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材(材質)	
3		内壁・腰張	コンクリート、モルタル、タイル、石材又はステンレス等耐蝕性金属材(材質) 腰壁の接合上部は45度の取付構造	
4		床	コンクリート、モルタル、タイル、石材又はステンレス等耐蝕性金属材(材質) R構造(内壁と床)	
5		空調設備	機械による室温管理	
6		洗浄設備	コンクリート、タイル、陶製、ステンレス等耐蝕性金属材(材質) 洗浄槽は3槽以上	
7		保管設備	コンクリート、石材、ブロック、煉瓦又はステンレス等耐蝕性金属材(材質)	
8		冷蔵・冷凍設備	コンクリート、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材(材質) 機械式、隔測温度計	
9		製造・加工・調理設備	コンクリート、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材(材質)	
10		給水	水道法による水道水	
11		手洗設備	手洗設備の給水栓は手を触れずに開閉可能	
12		便所	水洗式	
1	衛生管理の優良性 (更新時査定)	一般衛生管理項目	衛生教育	食品衛生責任者等による食品衛生に関する講習会の受講・記録
2			危機管理	危機管理マニュアルの策定・配架
3			使用水管理	貯水槽清掃の実施・記録(毎年)、使用水の性状確認・記録(毎日) 井戸水等の場合、水質検査(食品製造用水26項目、毎年)
4			そ族昆虫防除	そ族昆虫の駆除等の実施・記録(毎年)
5			管理運営	管理運営要領の配架及び管理記録(毎日)
6		HACCP項目	HACCPチーム及び 製品説明書	HACCPチームの編成、並びに製品説明書及び製造工程一覧図の作成
7			危害要因分析 ～改善措置	危害要因リストの作成、管理基準の設定、並びにモニタリング方法 及び改善措置の設定及び実施の記録
8			検証	検証方法の設定及び実施の記録

衛生管理の優良性については、一般衛生管理項目5項目とHACCP項目3項目を、別に定める査定基準※に基づき査定します。
HACCP項目については、導入に向けた取組み状況に応じて、3段階で評価するものです。



※「食品営業許可年数査定基準」: 査定項目ごとに具体的な査定対象、査定要件などを定めたもの

営業許可の更新の査定を受ける際には、管轄の保健福祉（環境）事務所の案内にそって、事前に「食品営業許可の更新に関する自主的な衛生管理自主確認票」をご提出ください。
また、衛生管理の優良性を査定するため、査定内容概要に示す書類等の準備が必要です。
従来よりも査定に時間を要する場合がありますので、ご協力をお願いします。

【食品営業許可に関するお問い合わせ先】

別紙「福岡県内の保健福祉（環境）事務所食品衛生担当連絡先一覧」

福岡県の各種食の
安全情報はこちら



福岡県保健医療介護部生活衛生課食品衛生係
TEL 092-643-3280
FAX 092-643-3282



福岡県 食の安全

検索